氏　　名　佐野（さの）　誠（まこと）

学位(専攻分野)　博　士（法　学）
学位記番号　論法博第 110 号
学位授与の日付　平成 9 年 3 月 24 日
学位授与の要件　学位規則第 4 条第 2 項該当

学位論文題目　ヴェーバーとナチズムの間
—近代ドイツの法・国家・宗教—

論文調査委員　（主査）教授 河上倫逸　教授 野田宣雄　教授 木村雅昭

論文内容の要旨

本論文は，ヴェーバー研究史上，論争の的となってきた「ナチズム前のヴェーバー」，すなわちマックス・ヴェーバーの著作の中に一体どのようなナチズムを先取りする思考ないし示唆が包含されているのかという問題設定を前提に，ヴェーバーの法・国家・宗教思想を論じたものである。特に，ヴェーバーのカリスマ的支配論，ライヒ大統領制構想，合法的正当性論，「自由法論」観，政教分離論，そして人種－国民観などが論点の中心となる。また，わが国では未開拓な教会法史家ルードルフ・ゾームや国家学者カール・シュミットとの比較を通してヴェーバーの思想を提示したところに本論文の特徴がある。

本論文の構成は七章から成る。まず最初の二つの章では，ヴェーバーの正当的支配の三類型の中で，特にヴァイマール憲法のライヒ大統領制構想の理論的支柱とされたカリスマ的支配と合法的支配の形成過程と発展に焦点が当てられる。すなわち，第一章「ヴェーバーのカリスマ的支配論」では，ヴェーバーのカリスマ概念の形成過程に言及しているA・ミッツマン，W・J・モムゼン，F・H・テンブルックらの著作・論文を批判的素材に，ヴェーバーのカリスマ的支配の創造・発展過程を，ゾームの『教会法』を中心とする著作の影響，ヴェーバー自身の状況認識，そしてその歴史的社会的背景等を主たる考察対象に論究される。

著者によれば，ヴェーバーのカリスマ的支配の形成過程は，二期に分けて考察する必要があり，カリスマとカリスマ的支配の創造にも時間的なずれがあったのである。すなわち，宗教的概念としてのカリスマ自体は，1904年以前のゾーム『教会法』の読解とその確証としてのアメリカ旅行やゼクテ体験で基礎づけられていたが，歴史的・社会的領域に普遍的に妥当するカリスマ的支配の方は，1909年から10年にかけて創造されたものであり，それは1906年以降に活発化した自由法運動，国家官僚機構の肥大化，クライスの叢生，そしてヴェーバー自身のロシア神秘主義やゲオルゲの詩との接触といった錯綜した文化的社会的事象が契機となっていたのである。またゾーム『教会法』のカリスマ形成に与える影響については，『教会法』と「支配の社会学」を比較検討しつつ，カリスマ的支配の本質的構造，カリスマの日常化の過程，教会とゼクテの峻別という三つの点にその影響関係を見出している。従って，著者は，カリスマとカリスマ

的支配の形成過程を区別しないミッツマンや，ゾームの影響を過小に評価したテンブルックらの見解に異を唱えるのである。

ナチズムの独裁制との関連で問題となるヴェーバーのライヒ大統領制構想についても，権威主義的な真正カリスマをその理論的支柱と見做すモムゼンに対して，著者は「反権威主義的に解釈がえされた」カリスマ的支配をその理論的支柱としている。後者は民主制と両立可能なカリスマ的支配であり，1918年から20年にかけて執筆された「支配の諸類型」で初めて理論化されたものである。この理論化の契機は，第一次大戦の戦況の悪化と共に現象したドイツの青年に見られる指導者や英雄待望の気運，およびヴェーバー自身の人民投票的指導者民主制論の構想にあると著者は言う。ヴァイマール憲法のライヒ大統領制構想は，この人民投票的指導者民主制論の具体化であり，独裁的な指導者原理を導入したものではないのである。

第二章「ヴェーバーの合法的正当性論」では，ドイツ法実証主義を背景とした合法的支配の成立過程をJ・ハーバーマスの合理化論や「合法性と正当性」をめぐるヴィンケルマン＝モムゼン論争を批判的素材に，知識社会史と学説史の観点から考察している。著者によれば，ハーバーマスやヴィンケルマン＝モムゼン論争の問題点は，ヴェーバーの合法的正当性を各論者の相異なる目的や課題に引きつけて理解したがために，ヴェーバーの合法的支配の成立過程や学問方法論を等閑視してしまった点にある。著者は，合法的支配の成立過程を考察することによって，ヴェーバーの合法的正当性論のより客観的な意味が理解できると考えるのである。

まず著者は，合法的支配の理論が，如何なる学説ないし如何なる文献資料を引証基準として形成されていったのかを問う。著者によれば，この理論は法実証主義や法の妥当性理論としての承認説がその基盤となっている。ヴェーバーは，法実証主義やパンデクテン法学の全盛期であった1880年代に学生時代を送り，「パンデクテン法学の代表者」，あるいは当時の著名な法学者から多大な学的感化を受けている。またH・デルンブルクやB・ヴィントシャイトのパンデクテン教科書は彼の必読の書であった。しかし，著者によれば，このような法実証主義的思考のみで合法的支配の理論が形成されたわけではない。むしろパンデクテン法学に見られる法の教義学的考察に対抗して，法の社会学的考察を主張したところにヴェーバーの特質がある。

ヴェーバーのイェリネクからの影響は，従来から指摘されていた「存在と当為の峻別」や「理念型」，あるいは基本的人権の起源を信教の自由に求める見解のみならず，合法性理論の形成にも及んでいる。著者によれば，それは合法的支配の概念構成への『一般国家学』における「事実の規範力」の影響である。著者は，法の実効性，革命時の法的実効性，法源という三つの観点で「事実の規範力」からの影響を認めている。またイェリネクの「社会的国家」概念や「支配」概念なども，ヴェーバーの「国家」や「支配」概念の基礎づけになったと見做し，ヴェーバー理論におけるイェリネク『一般国家学』の重要性を強調するのである。

一方，ヴェーバーの合法的支配の構成動機については，第二帝政期のプロイセン＝ドイツ官僚制に対する深刻な問題意識にあったと著者は言う。すなわちそれは，高度に専門化し，官僚制化した社会的諸機構の中で，どのようにして個人の自由を救出するのかという問題意識である。合法的支配はその理論的前提となっており，法の教義学的考察に社会学的考察を対置させたのもこのような問題認識に発している。ま

た合法的・官僚制的支配に適合するライヒ大統領制の構想も，かかる問題に対するヴェーバーなりの解答に他ならなかったのである。

第三章「ヴェーバーの『自由法論』観」では，20世紀初頭にE・エールリッヒ，H・カントロヴィチ，E・フックスらによって主唱された自由法論とナチス法ないしナチス司法との思想史的関係が論議の的となってきたことから，ヴェーバーの「自由法論」観を，『経済と社会』（「法社会学」）の内在的解釈はもとより，法学の社会学化運動やヴェーバーの自由法論者との討論・論議等をも射程に入れて論究される。ここでは概念法学者ゾームの概念法学的思考を与件としながら，M・レービンダーの諸説が批判の対象となる。レービンダーは，ヴェーバーが「法社会学」において概念法学や形式的合理的法を「理想法」と見做し，自由法論に対して批判的な態度を取ったと主張するのであるが，著者はこの見解に反対する。

すなわち，㈠自由法論者がその担い手となった法学の社会学化運動に対しては，ヴェーバーも『経済と社会』（「法社会学」）の執筆によって間接的に参加していること，㈡ヴェーバーとカントロヴィチやフックスとのドイツ社会学大会での討論に見られるように，ヴェーバーは，自由法論そのものよりも，自由法論者の事実と価値判断の混同に対する批判に重点を置いていること，㈢ヴェーバーは確かに近代法を形式的合理的法と特徴づけたが，それは彼が形式的合理的法を「理想法」と見做したのではなく，事実認識のための一つのカテゴリーとして，すなわち近代法を「形式的合理的な法」という一つの「理念型」として捉えたこと，㈣ヴェーバーの「法社会学」は，彼のライトモチーフ，すなわち何故に西欧においてのみ合理的な学問・文化が生成され，発展されえたのかという問に対する解答を得るために，彼があらゆる文化諸領域で試みた考察手段の一つにすぎなかったこと等を主張し，レービンダーを批判するのである。

もっとも，著者はレービンダーを批判しつつも，ヴェーバーが自由法論に対して批判的であった点については肯定する。それは，1895年に公表された「『ローマ法』と『ドイツ法』」や労働法学者P・ロトマールの『ドイツ帝国の私法に関する労働契約』に対する「書評」（1902年）において先取りされている。著者によれば，前者ではドイツ司法の現状における形式法や形式裁判の不可避性が主張され，後者ではロトマールがBGB 138条の規定を労働契約に適用し，労働者を擁護する方向で解釈したのに対して，ヴェーバーはこのような解釈が「カーディ裁判」にも繋がりかねないことを指摘するのである。しかし，ヴェーバーが自由法論に批判的であったのは，レービンダーの言うような，あるいはゾームに見られるような概念法学への信奉からではない。著者は，ドイツの国家権力と司法権力の癒着やドイツの裁判官身分の官僚制化といったドイツ司法の現状に対するヴェーバーの悲観的な見方が，自由法論の有効性に対するヴェーバーの疑念に繋がったと見る。すなわち，「国家に忠実な」官吏裁判官の主観に基づく自由法を判決に導入することによって，「非特権階級」の擁護という自由法論者の目標がさらに後退するというのがヴェーバーの基本的な立場であったと著者は言うのである。

第四章「ゾームの教会法論とカトリシズム」では，ゾーム，ヴェーバー，そしてシュミットの思想史的関係を探る上で要の位置を占めるゾームの教会法論やカリスマ理論が，ビスマルクの文化闘争との関連で考察される。著者によれば，ゾームの学問的研究の関心は，初期のドイツ法制史研究から1880年代後半から精力的になされる教会法研究へと移行するのであるが，この移行の要因には文化闘争の影響とそれに伴うゾームのカトリシズム批判があったのである。文化闘争の際には，カトリック教徒を抑圧する様々な立

法措置が講じられたのであるが，ゾームの教会法論やカリスマ理論はこの文化闘争の抑圧的法に呼応する形で形成されたと著者は見る。

その具体的な事例として著者は次の三つを挙げている。まず第一に，文化闘争の開始と共に出版された1873年の『国家と教会の関係』では，教会を国家制定法に服する法的意味での教会（カトリック教会や領邦教会）と国家制定法から自由な教義的意味での教会（原始キリスト時代のエクレシア）に分類することによって，「国家法のカトリック教会法に対する優位」をゾームが主張したこと，第二に，1875年の義務的な民事婚の導入当初にはその思考に動揺があったものの，最終的には教会婚を霊的・宗教的行為に限定し，カトリック教会の主張する教会婚の実定法的効力をゾームが全く認めなかったこと，第三に，1892年の『教会法』において，ゾームがカリスマを適用したのはエクレシアにおける統治および組織原理に対してであり，カトリック教会の官職・司教身分をカリスマとは全く見做さなかったことである。著者は，このようなゾームのカトリシズム批判が，たとえ理論的領域でなされたとしても，結果的にはカトリック教会の存立基盤を根底から覆すものであったことを強調するのである。

第五章「ヴェーバーの政教分離論—ゾームとヴェーバー—」では，「ドイツ・キリスト者」が，ナチズムに協力した経緯から，ヴェーバーが法や政治とキリスト教の関係をどのように捉えていたのかを，前章で見たゾームの教会法論や政教分離論との比較を通して論究される。著者は，1896年に行われた国民社会連盟の設立総会時のゾームとヴェーバーの発言内容，ゾームの教会法関係の著作や時局的論文，そしてヴェーバーの一連の政治論文等を手掛りにゾームとヴェーバーの思考的差異を明らかにする。著者の結論は，ゾームがルター主義的信仰を核に法思想や政治思想を形成していったのに対して，ヴェーバーは価値自由な学問的研究に導かれながら法思想や政治思想を形成し，キリスト教倫理の現実的可能性については過小に評価したという点にある。

第六章「法学と神学—ヴェーバーとシュミット—」では，以上の五章を踏まえた上で，ヴェーバーとシュミットの思想史的関係が次の二つの視角から論究される。その一つは，1910年からヒトラー＝ナチズムが政権を取った1933年１月までに書かれたシュミットの主たる著作・論文を中心に，ヴェーバーがどのような形で引用されているのかに着目すること，今一つは，この引用されたヴェーバーの文章がシュミットの思考とどのような関係にあるのかを検討することである。まず第一の考察の結果，著者が重要と考えるのは次の三点である。

㈠シュミットは，ヴェーバーの言う西洋合理主義を批判の対象とするが，ヴェーバーのペシミスティックな西洋合理主義観には共感を示していること，㈡シュミットは，ヴェーバーの議会主義的な君主制論を理論的には評価するが，主観的には絶対王政を高く評価していること，㈢シュミットは，モムゼンの主張したようなヴェーバーの「人民投票的指導者民主制」と独裁制の関係については直接に言及してはいないことである。著者はこの結果から，特にシュミットの「合理性」と「政治神学」の問題に焦点を絞り論述していくのである。

第七章［補論］「ヴェーバーの権力的思考の変容と人種‐国民観」では，ヴェーバーの人種‐国民観の変容過程が論究される。著者によれば，19世紀末までの初期ヴェーバーの政治的思想は，「ドイツ帝国主義のイデオローグ」と形容されるほどに権力主義的色彩を帯びており，それは人種的，言語的に方向づけ

られた排他的な国民概念に鮮明に現れていた。しかしこのような国民概念は，ヴェーバーのアメリカ旅行（1904年）における黒人教育施設の視察や黒人解放指導者との接触によって徹底的に転回することになる。ヴェーバーはそれ以降，社会ダーウィニズム的な人種論や民族生物学的思考に与することは全くなかったのである。著者は，1910年以後に執筆された『経済と社会』における国民概念の規定にも，このようなアメリカ旅行の経験が随所に生かされていると言う。すなわち，ヴェーバーは国民概念を，経験科学的に一義的に決定されるものではなく，言語，人種，社会的構造，習俗，政治的追憶といった様々な諸要素が絡み合って特徴づけられるものとするのである。

このような国民的概念の視点はヴェーバーのユダヤ人観にも現れている。著者は，ヴェーバーの実生活におけるユダヤ人擁護についても若干の実例を挙げて説明している。ここではヴェーバーが反ユダヤ主義者ではなかったことが論証される。但し著者は，このことをもってヴェーバーを親ユダヤ主義者と見做したり，ヴェーバーがナチズムの人種政策に抵抗できたとは断定していない。著者はその理由として次の二点を挙げている。すなわち㈠主唱者の多くがユダヤ人であった自由法論に批判的であったことに見られるように，ヴェーバーは現状において「可能なこと」と「不可能なこと」を冷静に見極める思想家であったこと，㈡このような「不可能なこと」の名の下に，ナチズムの独裁や人種政策を容認し，沈黙することはいとも簡単であり，かかる容認や沈黙が他ならぬ「ドイツの悲劇」を生み出したことである。

著者は「序」において，本論文が「『ナチズム前のヴェーバー』という論争を前提にしつつも，直接的にヴェーバーの思想体系がナチズム体制に連続するものであるとか，非連続的であるとかを結論づけるものではない」と断っているが，ヴェーバーの思想の中に潜む「ナチズム的要素」については所々で指摘している。

論文審査の結果の要旨

我が国のマックス・ヴェーバー研究が，世界的視座から見ても，極めて高いレベルを示していることは，既に定評のあるところである。そうした我が国のヴェーバー研究の基礎を提供してきたのが，信頼して依拠し得る古典翻訳や，原資料に直接立脚した研究，そして最新の研究の紹介であった。マックス・ヴェーバー研究のこの基礎的分野では，我が国の西洋法制史研究者が大きな寄与をなし続けてきたことは専門家には既に周知のことであろう。本論文もそのような西洋法制史学の発展線上で産みだされたものの一つである。

その副題を「近代ドイツの法・国家・社会」としていることからも伺えるように，本論文が明らかとしようとしているのは，マックス・ヴェーバーの思想構造それ自体の分析であるとともに，そうした研究を通じてのドイツ近代の歴史構造の解明でもある。法学論叢に発表された一連の論文を中心に本論文は成り立っているが，一書に纏められることによって，その狙いはより鮮明なものとなっている。

「ヴェーバーはナチズムの思想的先行者だったのか。」本論文を一貫して導いている問題関心はこの一点に尽きている。言うまでもなく，このような問題関心は，一九五九年に公刊されたW.J.モムゼン『マックス・ヴェーバーとドイツ政治　一八九〇～一九二〇』によって引き起こされた「ショック」とその後の論争に触発されている。ありていに言えば，「個人主義的リベラリスト」としてヴェーバーを見るか，「権

力主義者ナショナリスト」として見るかという対立である。政治・憲法理論上における権力政治的要素の強調，第二帝政下における議会制や民主制の「手段」としての技術主義的理解，自然法・人権思想の過小評価，人民投票的指導者民主制といったヴェーバー思想の諸要素をどのように評価するかが，各々の解釈の分岐点となったのである。そして同時にこのことは第二帝政期のドイツの政治社会の中に，後のナチス体制の萌芽が胚胎していたかどうかという問題にも直結していたのである。そして，論争の発端となったモムゼン自身にとっては，この問題はさらにドイツ精神史上の倫理的問題でもあったのである。

著者はこうしたモムゼンの提起した問題について一つ一つその論点を丹念に検証する。現在入手しうるほとんど全ての関連資料に当り，自分なりの検討を加え，加えて，「教会法史家」としてのルドルフ・ゾーム，「政治神学者」としてのカール・シュミット，カントロヴィッチやエールリッヒの「自由法学」等の議論をも借りつつ，ヴェーバーのそれとを対比して，「信仰心に厚いリベラルな」西欧合理主義の申し子としてのヴェーバー像と，それとは全く対極にある「ナチズムの先導者たる」西欧文明の鬼子としてのヴェーバー像とのいずれが真実の像であるかに迫らんとする。そして，もちろん，このことは同時に，「ドイツの特別の道」を巡る議論にも直結して行くものであった。

こうした検証の結果，著者は最終的にはモムゼンのテーゼを擁護しようとしているかに見える。だが，それにもかかわらず，伝統的な「聖マックス」の像に完全に決別しているかといえば，必ずしもそうでもない。つまり，著者はこの点についての態度決定をなしえていない。また，ゾーム，シュミット，「自由法学」の細部の個々の分析においては，各々の分野の専門家の眼から見れば，その解釈に「荒削りの感」を持つ可能性は否定しえない。だが，敬虔なキリスト教徒として，著者が，自己の生の意味の問題それ自体と係わるものとして，ヴェーバー研究を介してドイツ近代の歴史構造に肉薄しようとする姿勢とその志はひしひしと伝わってくるものがある。モムゼンの研究を「超えた」とは言い難いが，モムゼンに肉薄した研究であると言えるであろう。

ところで，著者も本論文において，正当に言及していることではあるが，モムゼンの研究は我が国においては，彼の地ドイツにおける以上の衝撃を与えるものとなった。「モムゼン・ショック」という言葉は，実はドイツ以上に，日本に妥当したのである。それは，いわゆる「大塚史学」などに代表され，それまでは自明とされてきた「民主主義者ヴェーバー」という像を根底から覆す内容を含んでいたからである。「マルクスとヴェーバー」というモムゼンの研究は「マルクスも，ヴェーバーも」といった枠組みをも，結果的に，切り裂いてしまうことによって，我が国の西洋経済史・西洋法史の「常識」に根底的反省を迫るものとなったのである。

従って，その立場も当然に微妙なものとならざるを得ないのであるが，この点では，著者は極めて慎重である。著者によれば，本論文は，直接的にヴェーバーの思想体系がナチズム体制に連続するものであるとか，非連続的であるとかを結論づけるものではない。現在，ヴェーバーの著作・論文・講演・書簡等をほぼ網羅した『ヴェーバー全集』が刊行中であって，資料的，実証的に結論づけることには，なお，慎重を要するからである，と。膨大な資料の検討の後に，著者が辿り着いたのは，このようなある意味で平凡な結論である。また問題の『ヴェーバー全集』についても，その編集委員会内で，『経済と社会』の構成を巡って，モムゼンとシュルフターとの見解の相違により，『全集』それ自体の刊行の時期の大幅な遅延

は避け難い。それゆえ，本論文の著者もそれ以上には進めないのである。しかしそのことは，決して本論文の弱点でない。

限界を明確に自覚して，ヴェーバー研究の現在を正確に伝えようとする点で，本論文は知的に廉直な精神の賜と評価できよう。一言で言えば，本論文は，いわゆる「モムゼン・ショック」の後の我が国のヴェーバー研究の現状を集中的に示すものとなっている。さらに，単にヴェーバー研究の視点からのみならず，ドイツおよび我が国の近・現代史の歴史的評価という問題についても，本論文は多くの示唆を与えている。また，資料の操作の能力からして，著者の今後の学問的生産性にも高い可能性が見て取れる。巨大な課題を敢えて設定して，これに取り組み，相当程度に成功したと評価できよう。

以上の理由により，本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。なお，平成８年11月７日に，調査委員３名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果，合格と認めた。